

* 特別補助 *

前ページに該当する補助対象者にかかわらず、町内に住所を有しており、松前町こんにちは赤ちゃん訪問を受けた方は、訪問を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間にセンターの定めるお試し子育て援助活動を利用した場合に、補助金の交付対象となります。



利用時間の区分		補助金額
1年の利用時間が3時間に達するまで 	1回の利用時間が1時間以内の場合	1,000円
	1回の利用時間が1時間を超える場合	1,000円に、利用時間の1時間を超える時間30分ごとに500円を加算した額

※お試し子育て援助のうち合計3時間分を超える育児報酬に対しては、補助の対象外になります。

* 補助金の交付申請 *

次の手順により、月ごとに補助金の交付申請を受け付けます。

添付書類の詳細や変更・廃止の手続き等につきましては、お問合せ・申込み先に御連絡ください。

1

子育て援助活動を利用した月の翌月の5日(3月の場合は、同月末日)までに、はぐはぐに、子育て援助活動利用促進補助金交付申請書兼請求書を提出する。

※補助金の受領を子育て援助を受けた登録サポーターに委任する場合は、上記書類に加え、代理受領に係る委任状を添付してください。



2

後日、はぐはぐから子育て援助活動利用促進補助金交付決定通知書を受け取る。



3

指定した金融機関等の口座に、はぐはぐから補助金が振り込まれる。

